

天寿会 介護福祉士実務者研修 実施要領
(学則)

「天寿会 介護福祉士実務者研修通信科」実施要領

(設置目的)

第1条 社会福祉法人 天寿会が運営する「天寿会介護福祉士実務者研修通信科」(以下、「本施設」という。)は、本法人在職者のケアに対する専門知識及び技術の習得と、本研修は介護福祉士受験義務研修でもあるため、法人として職員の資格取得をサポートする事は入所されている要介護高齢者及び障がい者の自立支援を更に高め質の高いサービスが提供できると考えられる事、施設の設備や機能を近隣地域に開放する事は、地元の雇用の場の提供及び介護人材の育成並びに確保にもつながる事、地域包括ケアの推進に寄与する事等を目的とする。

(名称)

第2条 本施設の名称は「天寿会 介護福祉士実務者研修通信科」という。

(位置)

第3条 本施設は、「北海道白老郡白老町字竹浦134番地5」に置くものとする。

(修業年限)

第4条 本施設の修業年限は原則6ヶ月とする。但し、保有資格により科目免除が有り設定されている短期修了コース(9月は4カ月短期・12月は1カ月短期)の受講者については、修業年限が短縮される。又、第14条2の規定に該当する者は在籍期間を最大1年迄延長を認める。

(入所定員及び学級数)

第5条 入所定員は、1学級の定員を5名、学級数は3学級とし、総定員は15名とする。

(養成課程及び履修方法)

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表1の通り通信添削指導並びに面接授業(演習)とする。

2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知(以下「国指針」という。))に定める内容に準拠する。

(履修免除)

第7条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別紙2に定めるところにより履修を免除することができる。

(学年、学期及び休業日)

第8条 1 養成課程を学年及び学期とし、休業日は次の通りとする。

一 年末年始 12月30日～1月3日

(入所時期)

第9条 入所時期は、下記の通りとする。但し、法人の諸行事及び開講定員に満たない場合等の理由によりその予定入所時期を各コースの1箇月目の月内の範囲に限り変更することが出来る。

一 「6月コース」 = 6月1日～11月30日

二 「9月コース」 = 9月1日～2月28日

三 「12月コース」 = 12月1日～5月31日

(募集期間)

第10条 募集期間は、各コース入所日の4か月前からとする。但し、期間を待たず定員に達した場合はその時点で募集は終了とする。

(入所資格)

第11条 本法人在職者(内定者含む)を優先とし、介護福祉士国家試験の受験を予定している者又は介護の知識・技術を習得し業務に役立たい等介護に興味のある者。尚、定員に達しない場合は本研修の面接授業を受講可能な範囲に居住する一般の方も対象とし、資格取得後は本法人に就労を希望する者を優先する。

(入所者の選考)

第12条 入所の選考は書類選考とし、受講申込書を受理した者の中から前条の要件を満たすと認められる者で受験年度等を考慮し決定する。

(入所手続)

第13条 入所手続は、本施設が定める受講申込書に、本人であることを証明できる書類(免許証の写等)及び介護に関する下記研修を修了している場合は修了証明書の写しを添付し提出する。〔研修名称：訪問介護員1級・2級・3級課程、介護職員初任者研修課程・介護職員基礎研修課程・認知症実践者研修・喀痰吸引等研修(1号・2号)〕

(退学、休学及び復学)

第14条 退学しようとする者は、退学願を提出し、施設長の許可を得るものとする。

2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により継続受講が困難となった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、施設長の許可を得るものとする。

3 前項により休学が認められていた者が復学しようとするときは、復学願を提出し、施設長の許可を得るものとする。

(卒業)

第15条 卒業は下記の項目を全て満たした場合に修了認定し、「介護福祉士実務者研修修了証」を交付する。尚、補講対象者においても下記項目を満たした時点で修了認定とする。

- ・通信課題を全て提出し科目履修認定を受けていること
- ・演習科目の各科目の履修認定を受けていること
- ・面接授業(スクーリング)の受講時間が各科目実施時間の80%以上の出席率であること

(学習の評価方法と科目履修認定)

第16条 通信課題の評価(スクーリング以外の通信科目)は、テキストに添った内容で出題された科目毎の課題を賦課し答案の添削を答案用紙もしくはシステム上で行い、60%以上の得点の者を合格とし科目履修認定とする。尚、60%未満の得点の者は国指針に定める到達目標に達していないと判断し、課題の再提出及び再評価を行う。

面接授業の演習科目「介護過程Ⅲ」の評価については、介護過程の展開及び介護に関する技術(介護過程Ⅰ・Ⅱ及び生活支援技術Ⅰ・Ⅱ)について、スクーリングの最終日に「科目履修評価試験」を行い、到達度80%以上を合格とし科目履修認定とする。

面接授業の演習科目「医療的ケア」の評価については、評価前の「手順等確認テスト」で正答率90%以上を合格とし、合格者は次の科目履修評価で喀痰吸引及び経管栄養について国指針の基準(各行為5回以上を行う)を基に実施し、最終回に手順通り行うことができること、救急蘇生法について演習を1回以上行い手順通り実施できること等を総合的に指導担当者より基準に達していると評価を受けた場合に合格とし科目履修認定とする。

- 2 その他、面接授業の出席は、授業開始から10分以上遅れた場合は欠席扱いとする。また、やむを得ず欠席・遅刻・早退・中抜けする場合は、各種届出を提出するものとする。欠席等により履修評価及び認定を受けられない場合は第18条に規定する補講を受ける事が出来る。

(受講料及びテキスト代)

第17条 本研修の受講料は、第7条及び第13条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の修了状況に応じて次の通り設定する。(税込価格)

一 既研修未受講者(無資格者)	120,000円	※(150,000円)
二 介護職員初任者研修課程	95,000円	(125,000円)
三 訪問介護員(ホームヘルパー)1級課程	35,000円	(65,000円)
四 訪問介護員(ホームヘルパー)2級課程	90,000円	(120,000円)
五 訪問介護員(ホームヘルパー)3級課程	110,000円	(140,000円)
六 介護職員基礎研修課程	20,000円	(35,000円)

注1) 認知症実践者研修・喀痰吸引等研修修了者の受講料の減額はしない。

2) カッコ内の金額は本法人以外の受講者の受講料。

- 2 受講料の納付時期は、受講開始の2日前までに法人担当者へ直接納入する。尚、一旦納入頂いた受講料は原則返還しない。但し、受講前の辞退の場合は受講料からテキスト代を引いた額、振込を希望する場合は振込料を足した額の残金を返還する。尚、受講開始後の中途退学者の受講料は返還しない。

受講料の分納は、第17条1の三及び六を除いて2回(均等)の分納を可とする。納入方法は、1回目：受講開始の2日前、2回目：受講開始後2か月以内とする。

- 3 テキスト代は受講料に含まれる。

(補講及び再評価)

第18条 演習授業を欠席した場合は、本施設が指定した研修を受講し再評価に必要な時間(該当科目の80%以上の出席率)を補講することにより再評価を受けることが出来る。通信課題の科目不認定については、同じ課題に取り組み再提出する。得点が60%を超えるまで再提出を行う。

- 2 通信課題の再提出評価料(添削料)は徴収しない。演習の補講に関しては次回コースでの補講の場合は無料とする。但し、本人の希望により別途補講を実施する場合は、「1,000円/1時間×補講時間」を徴収する場合がある。

(教職員の組織)

第19条 本施設に施設長(1)、教務主任(1)、専任教員(2 ※教務主任含)、介護過程Ⅲ担当教員(2以上)、医療的ケア担当教員(1以上)、その他必要な教職員をおく。

尚、上記教職員は本法人職員が兼務し構成する。

(賞罰)

第20条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分とすることができる。

- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 二 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者
- 三 その他、法人代表者が各処分に該当すると認めた者

(附則)

- 1) この実施要領は、平成29年6月1日から施行する
この実施要領は、令和1年12月1日から施行する
この実施要領は、令和2年6月1日より施行する